

聖籠町耐震改修促進計画

平成28年8月
(令和8年4月)

聖 籠 町

目 次

第1 総則	1
1. 計画の目的	1
2. 聖籠町耐震改修促進計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の対象	1
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
1. 想定される地震の規模、被害の状況	2
2. 耐震化の現状	6
3. 建築物の耐震化の目標設定	10
第3 住宅及び特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	13
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	13
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	14
3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	15
4. 建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要	15
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	16
第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について	17
1. 地震防災マップの活用	17
2. 情報提供の充実及び相談体制の整備等	17
3. リフォームに合わせた耐震改修の誘導	17
4. 町内会等との連携	17
第5 耐震診断及び耐震改修の法による指導等	18
1. 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携	18
2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施	18
第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	19
新潟県耐震改修促進協議会への参加	19
附則	20

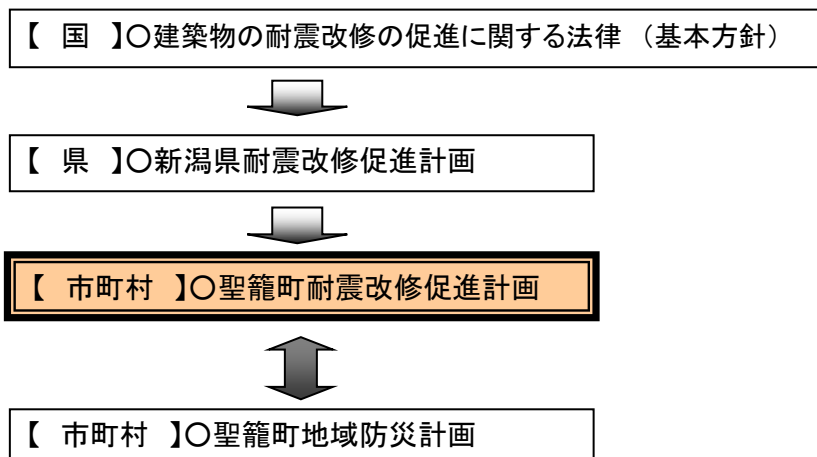
第1 総則

1. 計画の目的

聖籠町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、町内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定する。

2. 聖籠町耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、平成25年5月29日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、以下「法」という。)第6条第1項に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定する。また、本町における他の計画「聖籠町地域防災計画」との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとする。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び新潟県耐震改修促進計画と同様に、平成32年度までとする。(附則にて令和8年度末まで延長する。)ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応を図るため定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

4. 計画の対象

本計画の対象地域は聖籠町全域とし、耐震改修の対象とする建築物は、昭和56年に導入された現行の耐震基準(※1)を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計されたものとし、公共建築物については各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであり、本耐震改修計画においては、民間建築物及び町有建築物について対象とする。

※1 [現行の耐震基準]

中規模の地震(震度5強程度)に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震(震度6強から震度7程度)に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標にしています。昭和56年の改正建築基準法の施行を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

新潟県において過去に被害をもたらした地震や、主要な活断層の分布状況、調査時点での科学的知見を踏まえ、県内において発生が想定される地震は以下6つの地震が報告されている。

これは、新潟県が阪神・淡路大震災の教訓の踏まえ、県内の大きな影響を与えると予想される地震を科学的知見から検討した結果、地震発生時の人的・物的被害を具体的に想定・試算する必要が認識されたことから、平成7年から平成10年にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施した結果である。

想定地震の諸元

想定地震名	震源諸元	マグニチュード (※1)	長さ (km) (※1)	幅 (km) (※1)	傾斜 (※1)	位置等 (※1)	《参考》 上端深 (※2)
秋田沖の地震（海域）		7.6	80	40	30° E	秋田県西方沖の震源	1 km
新潟県南西沖の地震（海域）		7.7	100	38	35° E	佐渡西方から糸魚川市沖合にかけての震源	2km
粟島付近の地震（海域）		7.5	80	30	56° W	新潟地震と同程度の地震（1964年）	6km
下越地方の地震（内陸）		7.0	32	12	90°	旧新潟市部から旧白根市部にかけての断層	6km
中越地方の地震（内陸）		7.0	20	10	90°	見附市から長岡市にかけての断層	4km
上越地方の地震（内陸）		7.0	20	10	90°	上越市から妙高市にかけての断層	6km

(※1) 新潟県地震被害想定調査報告書による。(※2) 断層上端から地表面までの距離。



(出典：新潟県地震被害想定調査)

《被害の概要》

各想定地震における県全体の被害等の一覧は次のとおりである。

また、想定した地震以外にも、県内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性がある。

被害想定（建築物被害）

（単位：棟）

区分 想定地震名	木造建築物		非木造建築物		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
秋田沖の地震	0	1	0	4	0	5
新潟県南西沖の地震	628	3,664	75	360	703	4,024
粟島付近の地震	4,009	14,407	718	1,292	4,727	15,699
下越地方の地震	32,192	66,618	3,704	5,747	35,896	72,365
中越地方の地震	14,553	22,418	1,671	4,860	16,224	27,278
上越地方の地震	9,486	17,486	1,127	3,369	10,613	20,855

※複数の要因により被害を受ける建物（例えば、地震動により半壊した建物で、火災により焼失するもの）の被害棟数は重複して計上してあるため、結果として被害棟数はこれらを足し合わせた数値にはならない。

（出典：新潟県地震被害想定調査）

被害想定（人的被害）

（単位：人）

区分 想定地震名	死者数	重傷者数	軽傷者数	避難者数
秋田沖の地震	0	1	21	7
新潟県南西沖の地震	19	125	2,660	5,054
粟島付近の地震	117	668	13,346	37,044
下越地方の地震	1,232	2,589	49,898	233,604
中越地方の地震	346	999	19,293	89,387
上越地方の地震	585	481	9,278	44,257

※人的被害は、季節（夏・冬）、時刻別（昼・夜）に想定しており、上記は冬の夜間に発生した場合の被害想定。

（出典：新潟県地震被害想定調査）

被害想定（建築物被害）

（例：地震により倒壊した家屋）



（出典：新潟県中越沖地震被害の状況）

大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。

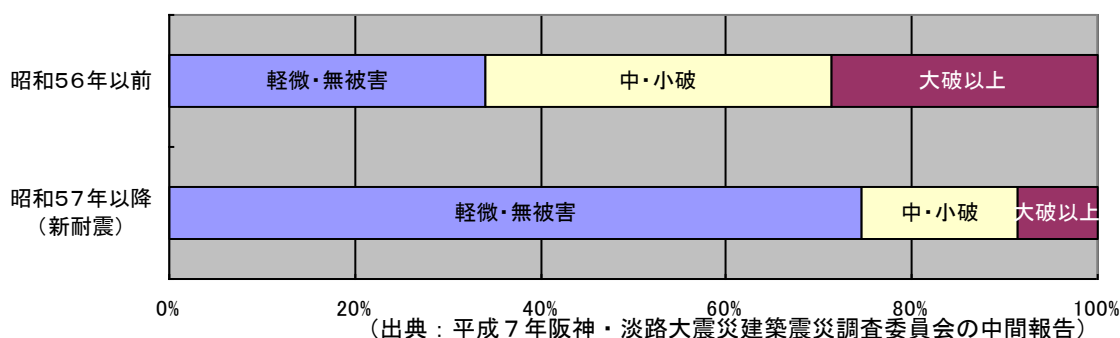
そのため、今後、耐震化の促進を通して建築物の被害を減少させていくことが、安心・安全なまちづくりの喫緊の課題とされている。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された(昭和 56 年6月1日施行、新耐震基準)。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年5月 31 日以前に建築されたもの(旧基準による)について被害が大きかったことがわかっている(昭和56年6月1日以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年 5月 31 日以前の建築物では約 2/3 に達している。)

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



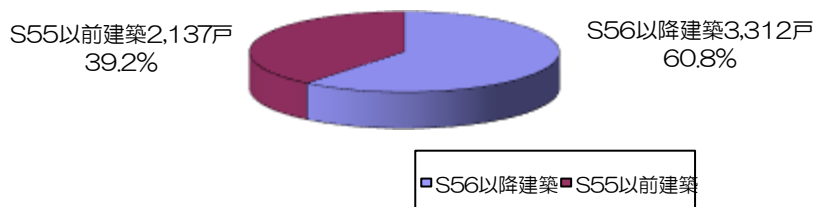
(2) 建築時期別の住宅の状況等

平成 28 年の町固定資産台帳によると、町内の住宅総数は、5,449 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、2,137 戸で全体の 39.2%を占めている。

住宅総数	5,449
うち昭和55年以前建築	2,137 (39.2%)
うち昭和56年以降建築	3,312 (60.8%)

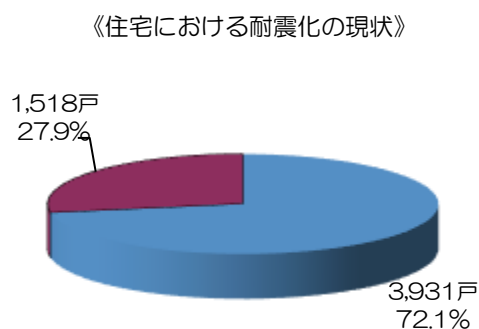
(出典：H28 町固定資産台帳)

《建築時期別住宅の戸数》



(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い、耐震性を有しているものを加えると 3,931 戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状で 72.1%と推計される。

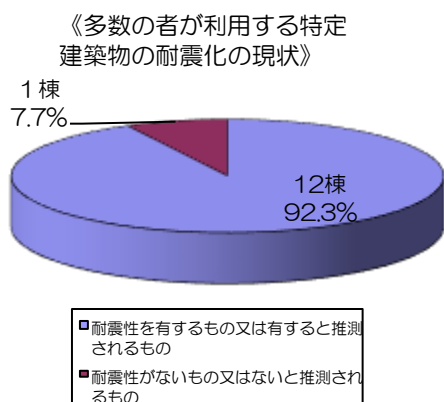


住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)

住宅総数 (a)	5,449
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	3,931
耐震化率 (c=b/a)	72.1%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	3,312
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	2,137
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	619
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	0
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	1,518

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

町内に、多数の者が利用する特定建築物は 13 棟ある。このうち昭和 55 年以前に建築されたもの 5 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 4 棟に昭和 56 年以降に建築されたもの 8 棟を加えた、12 棟が耐震性を有すると考えられる。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 92.3%と推計される。



特定建築物における耐震化率の現状 (単位：棟)

特定建築物総数 (a)	13
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	12
耐震化率 (c=b/a)	92.3%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	8
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	5
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	4
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	1

(特定建築物内訳)

多数の者が利用 する特定建築物 の区分	学校・病院・社会福祉 施設等	不特定多数の住民等 が利用する施設	特定多数の住民が 利用する施設	その他の建築物	合 計
具体的な用途	幼稚園、小学校、中学 校、病院、診療所、老 人ホーム、保育所等	宿泊施設、物品販売 業を営む店舗、集会 場等	賃貸住宅、寄宿舍、 下宿等	事務所、工場、自 動車庫等	
合計 (b)	9	0	2	2	13
耐震性を満た すもの (c=e+g)	8	0	2	2	12
耐震化率 (d=c/b)	88.9%	0.0%	100.0%	100.0%	92.3%
昭和 56 年以降 に建築された 棟数 (e)	5	0	2	1	8
昭和 55 年以前 に建築された棟 数 (f)	4	0	0	1	5
耐震性を有し ているもの又は 有していると推測される もの (g)	3	0	0	1	4
耐震性がない もの又はないと推測される もの (h)	1	0	0	0	1

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（詳細）（単位：棟）

(公共建築物内訳)

建築物の分類	指定避難所	病院施設、 社会福祉施設等	幼稚園、 小・中学校等 (避難所以外)	庁舎、消防 署等	町営住宅等	左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	8	0	2	1	2	0	13
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	7	0	2	1	2	0	12
耐震化率 (c=b/a)	87.5%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	92.3%
昭和56年以降に建築された棟数(d)	5	0	1	0	2	0	8
昭和55年以前に建築された棟数(e)	3	0	1	1	0	0	5
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの(f)	2	0	1	1	0	0	4
耐震化が必要なもの(g) ※	1	0	0	0	0	0	1



平成 32 年における 耐震化率の目標	100%
------------------------	------

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。

3 建築物の耐震化の目標設定

(1) 住宅の耐震化の現状

固定資産台帳をもとに推計した、平成28年度の聖籠町の住宅総数は5,449戸である。そのうち、耐震性のある住宅は3,931戸とされ、耐震化率は72.1%となる。

住宅の耐震化の現状

	総戸数 (戸)	耐震性の劣る もの(戸)	耐震性のある もの(戸)	耐震化率 (%)	
全 国	—	—	—	82	(平成 25 年度)
新潟県 ※1	835,100	167,206	677,894	80	(平成 25 年度)
聖籠町 ※2	5,449	1,518	3,931	72.1	

※1 住宅・土地統計調査(平成 25 年)をもとに推計(※3)

※2 町固定資産台帳(平成 28 年度)をもとに推計

(2) 住宅の耐震化の目標

国の基本方針では、平成 15 年度の時点で約 75%であった住宅の耐震化率を平成 32 年度までに少なくとも 95%とすることを目標(※4)としている。

これを踏まえ、聖籠町では計画期間内(平成 32 年度末)における住宅の耐震化率の目標を 90%とする。

※3 [住宅・土地統計調査]

統計法に基づく調査。わが国の住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態等を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明かにし、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的に昭和23年以来5年ごとに実施しています。直近では、平成25年に実施されています。

※4 [国の耐震化率の目標]

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(平成17年3月中央防災会議)の「10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させる。」の目標を踏まえ定められました。

参 考

新潟県の耐震改修促進計画では、耐震化に関する施策が今までどおりに効果を発揮できた場合に到達すると見込まれる耐震化率 87%を平成32年度までに達成するべき目標と決めました。

住宅の耐震化率の現状

72.1% (平成27年度)

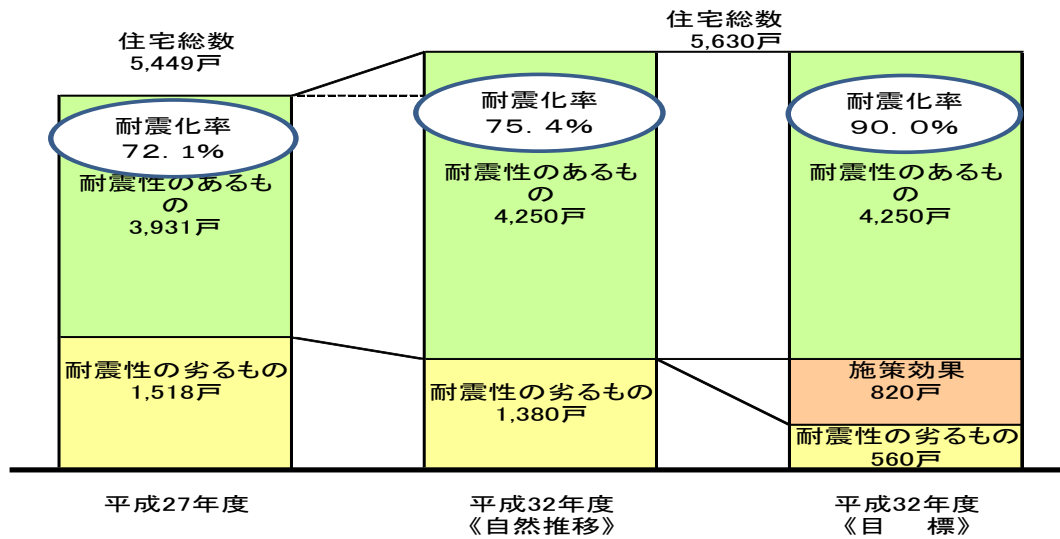


住宅の目標耐震化率

目標値 90% (平成32年度末)

平成 32 年度末時点における住宅の戸数は5,500 戸と推計され、そのうち耐震性が劣ると推計される 1,300 戸について、目標年次までの間に約 780 戸の耐震改修を政策的に誘導する必要がある。

住宅の耐震化の推移



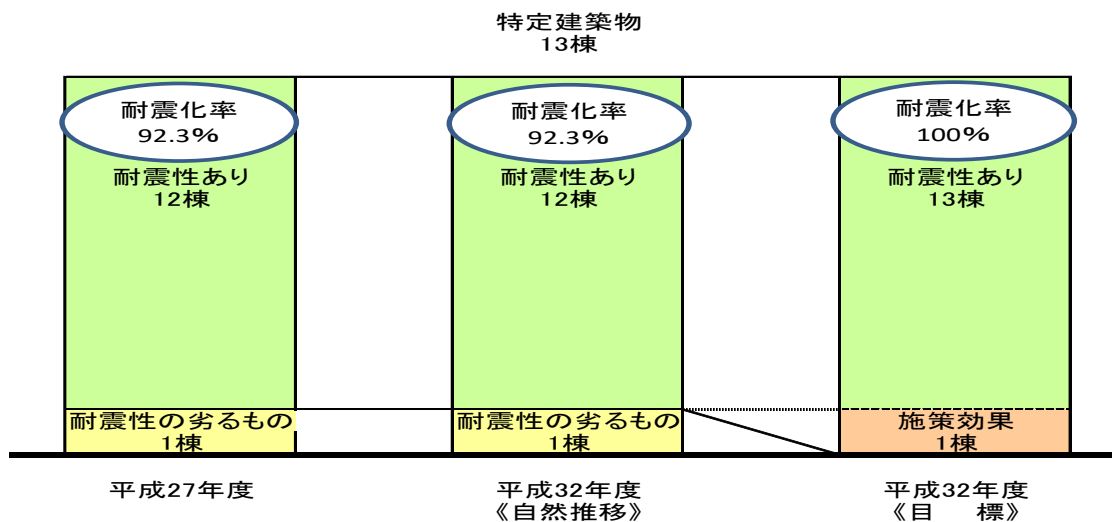
(3) 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物(※5)は、住宅と同様に積極的な耐震改修の促進が重要となる。

このため、平成32年度末までの耐震化率の目標を国・県の数値目標である90%をすでに達成していることから100%とする。

平成27年度末時点における特定建築物の数は12棟と推計され、そのうち耐震性が劣ると推計される1棟について、目標年次までの間に1棟の耐震改修を施策的に誘導する必要がある。

特定建築物の耐震化の推移



※5 [特定建築物]

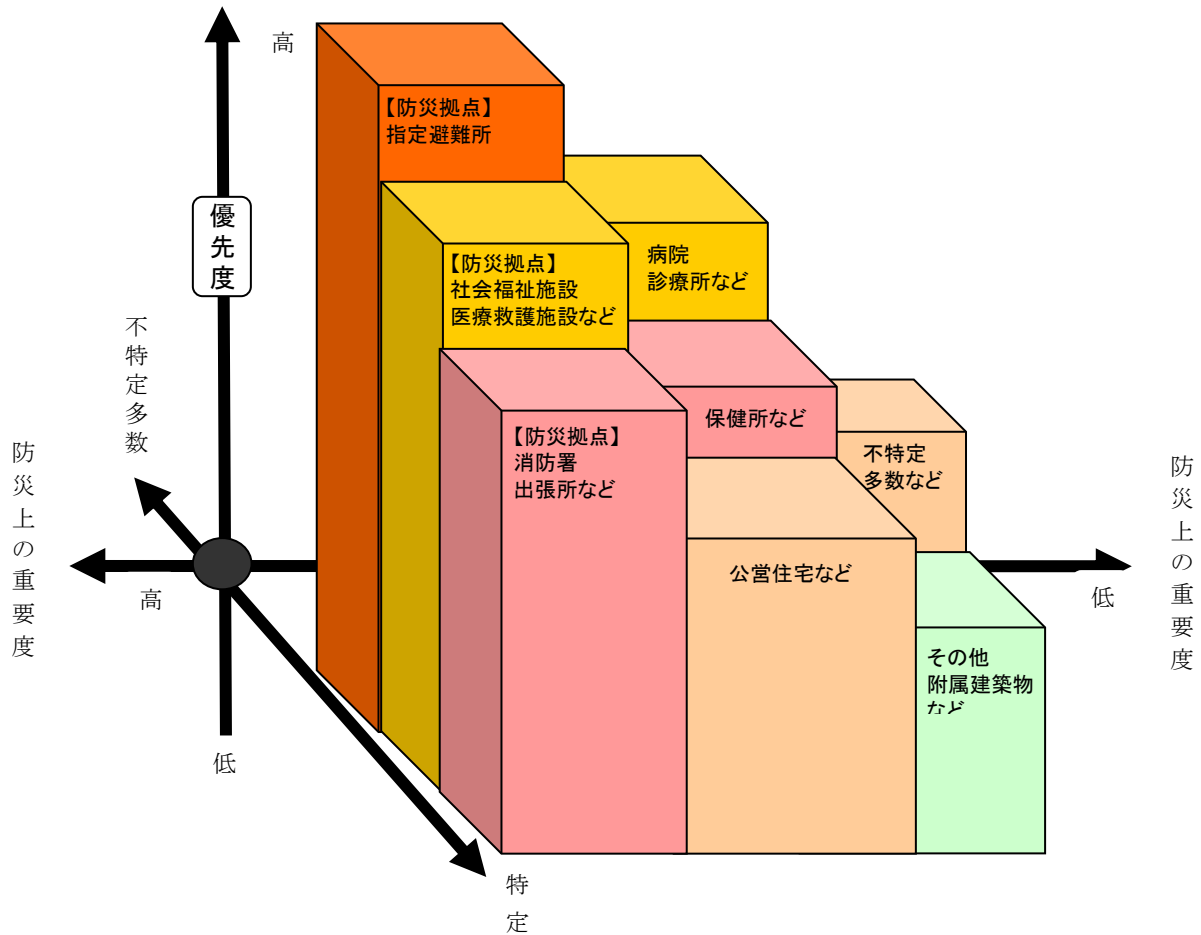
以下に掲げる建築物で、現行の耐震関係規定に適合しないものをいいます。

- ① 学校、体育館、病院、劇場、百貨店など、多数のものが利用する建築物で政令で定める規模以上のもの
- ② 火薬類、石油類等の危険物で政令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理の用途に供する建築物
- ③ 地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるとして政令で定める建築物

(4) 聖籠町が所有する特定建築物の耐震化の目標

特定建築物のうち聖籠町が所有するものについては、災害時に重要な役割を担う施設が多く存在することから、特に率先した耐震化の促進が必要である。

そのため、耐震化に関する耐震化事業計画の策定や耐震診断結果の公表などに努める。



第3 住宅及び特定建築物の耐震診断及び

耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にある。

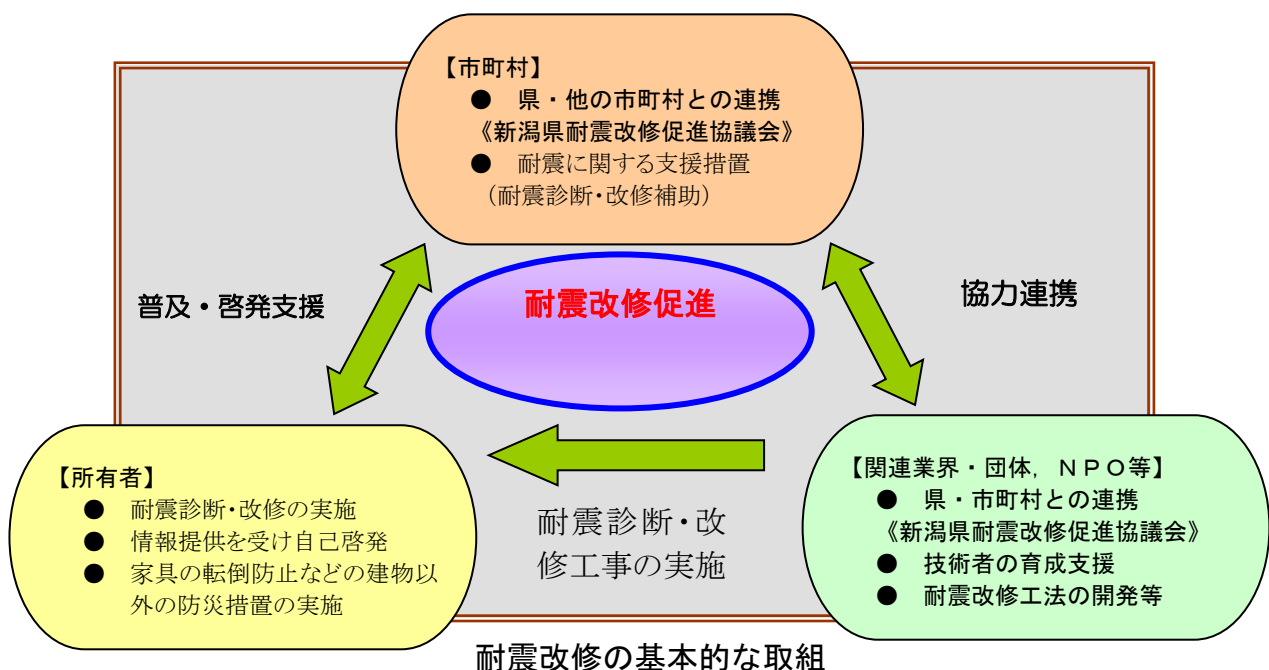
住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠である。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられる。

イ 関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要である。

ウ 町

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施する。



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 助成制度

建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修等に要する費用について、次のような助成制度が用意されている。

これら制度の更なる充実及び積極的な普及・周知啓発を図り活用を促進する。

聖籠町木造住宅耐震改修工事等補助事業

区分	対象	補助額	補助要件
耐震診断	延べ床面積 500 m ² 以下	耐震診断に要する費用は無料	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造個人住宅(併用住宅の場合は、住居部分が過半以上のものに限る)
耐震改修工事		耐震改修工事に要する費用の 2/3 以内 1,000,000 円限度	耐震診断を実施し、上部構造評点が 1.0 に満たない場合で他の補助事業を受けていないこと

(2) 税制の優遇策

住宅・建築物の耐震化率の向上のため以下のような税の特例措置がとられています。

住宅に係る耐震改修促進税制(所得税、固定資産税)

【所得税】

個人が平成 18 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までに一定の区域内において旧耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%相当額(20 万円を上限)を所得税から控除

【固定資産税】

旧耐震基準により建設された住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120 m²相当分まで)の課税の特例

(3) 関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組み(※7)に努める。

※7 [各種の取り組み]

「新潟県耐震改修促進協議会」(平成19年7月設置)への参加

☆ 協議会の概要

- ① 構成:新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体
- ② 協議会の所掌事項
 - a 法第5条第7項に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関すること
 - b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関すること
 - c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関すること
 - d その他耐震化の促進に関して必要な事項

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して建築物の耐震化を適切かつ円滑に進められるように、相談体制の整備や制度等の普及啓発、耐震診断技術者の養成等に取り組む。

(1) 耐震改修等に関する周知徹底の推進

個人住宅にあつては、全世帯を対象とした広報紙の活用や耐震に関する啓発のためのホームページへ掲載し、耐震化を認知してもらうとともに必要性について周知についても積極的に図る。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、聖籠町役場ふるさと整備課に相談窓口を設置する。

(3) 耐震診断技術者の養成

建築技術者に対して、木造住宅等の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図り、住民の耐震に対するニーズに対応させるため耐震診断技術者のための講習会に参加を呼びかけ技術力向上を支援する。

4 建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、以下の事項を含めた総合的な地震対策を推進する。

(1) ブロック塀等の転倒防止

地震時にブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり大きな被害が予想される。このことから、建築物防災週間等の機会をとおして、通学路などを中心に危険箇所の把握・指導に努めるとともに、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行う活動を支援する。

(2) 窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や外壁・屋外看板等の落下は、人的被害を発生させるだけでなく、がれきによって避難・救援活動を妨げることとなる。このため窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性が認められる場合には、周知するとともに必要に応じて改修指導を行う。

(3) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模な空間を有する建築物の天井等の非構造部材については、地震時には落下・崩壊崩落等の被害発生が想定される。このため建築物の所有者等に定期的な点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図る。また、必要に応じて改修指導を行う。

(4) エレベーターの安全対策

安全点検の励行による適正な維持管理と共に、エレベーターの緊急停止によるカゴ内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込めが発生した際の対処方法等について、建築物の所有者及び利用者に周知を図る。

(5) 家具の転倒防止

家具の転倒は、人的被害や避難・救助活動の妨げになる。このため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を呼びかけると共に家具の固定方法の普及啓発を図る。

突っ張り棒タイプ



ベルト連結タイプ

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

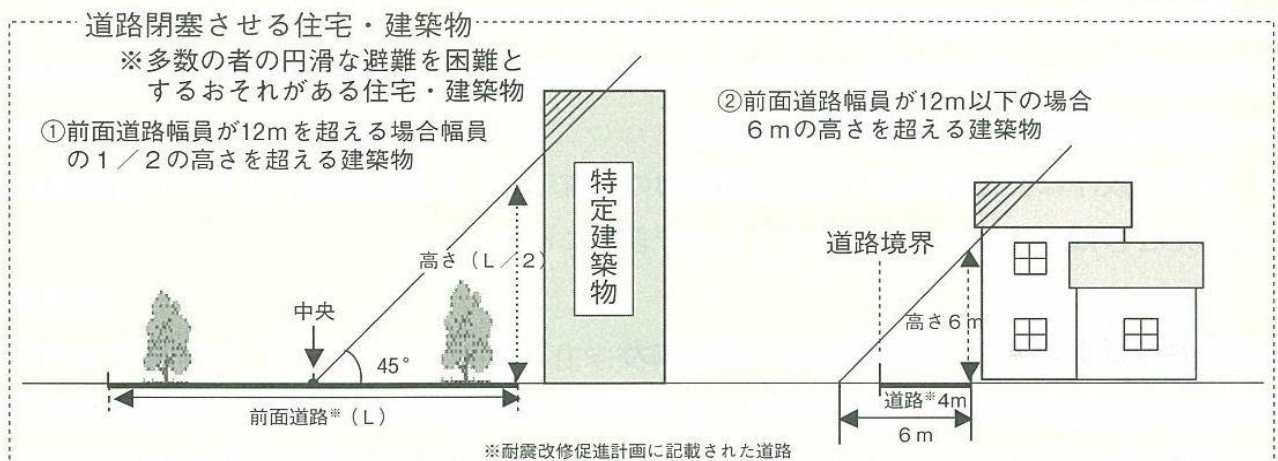
地震時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、道路機能を確保することが非常に重要になる。

新潟県の耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を新潟県地域防災計画に示す「新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき指定している。

聖籠町では県で指定された緊急輸送道路のうち本町の行政区域に係る区間を「緊急輸送道路」として位置付け、沿道建築物の耐震化に取り組むものとする。

緊急輸送路の路線名及び区間

種別	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	一般国道113号線	東港地区～次第浜地区



第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について

建築物の耐震化を図り、町民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、一般町民や建築物の所有者等に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

1 地震防災マップの活用

住宅や建築物の所有者が耐震化に自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、町では地震に関する災害ハザードマップ及びホームページ等を活用し、体制づくりを進めている。

2 情報提供の充実及び相談体制の整備等

耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため以下の取り組みを行う。

- ① 経常的な耐震診断及び耐震改修の相談窓口の設置
- ② 建築の設計、施工関係団体と連携した相談窓口の設置の検討
- ③ 耐震診断、耐震改修に係る支援制度の紹介
- ④ 各種業界への横断的な協力要請(普及・啓発)

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチン・バスルームの改修等リフォーム工事に合わせて耐震改修を行うことは、費用面や施工面で効率的であることから、このタイミングに耐震改修の重要性を周知し、耐震化の誘導を図る。

4 町内会等との連携

大規模災害発生時には、公的機関による支援とともに、地域住民による自主的かつ組織的な活動が非常に重要になる。地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動にもつながることから、町においても啓発や必要な支援を行う。

第5 耐震診断及び耐震改修の法による指導等

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしており、本町においても町内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応する。

(1) 法の定める規定

○ 指導・助言

所管行政庁(※8)は、耐震診断及び耐震改修の適格な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行う。**(法第7条第1項)**

○ 指示

所管行政庁は、指導に従わなかった者のうち不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修が行なわれていないと認めるときは、必要な指示を行う。**(法第7条第2項)**

○ 公表

所管行政庁は、指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する。**(法第7条第3項)**

※8 [所管行政庁] 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいいます。(法第2条第3項)

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法第7条第3項による公表を行なったにも関わらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行なわなかった場合、特定行政庁(※9)は、建築基準法の規定に基づき勧告又は命令等を行います。このことから、本町においても特定行政庁と連携して対応する。

○ 勧告

特定行政庁は、当該建築物が損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行なうよう勧告を行う。**(建築基準法第10条第1項)**

○ 命令

特定行政庁は、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、その勧告に係る措置をとることを命令する。**(建築基準法第10条第2項)**

特定行政庁は、当該建築物が著しく保安上危険であると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行なうよう命令する。**(建築基準法第10条第3項)**

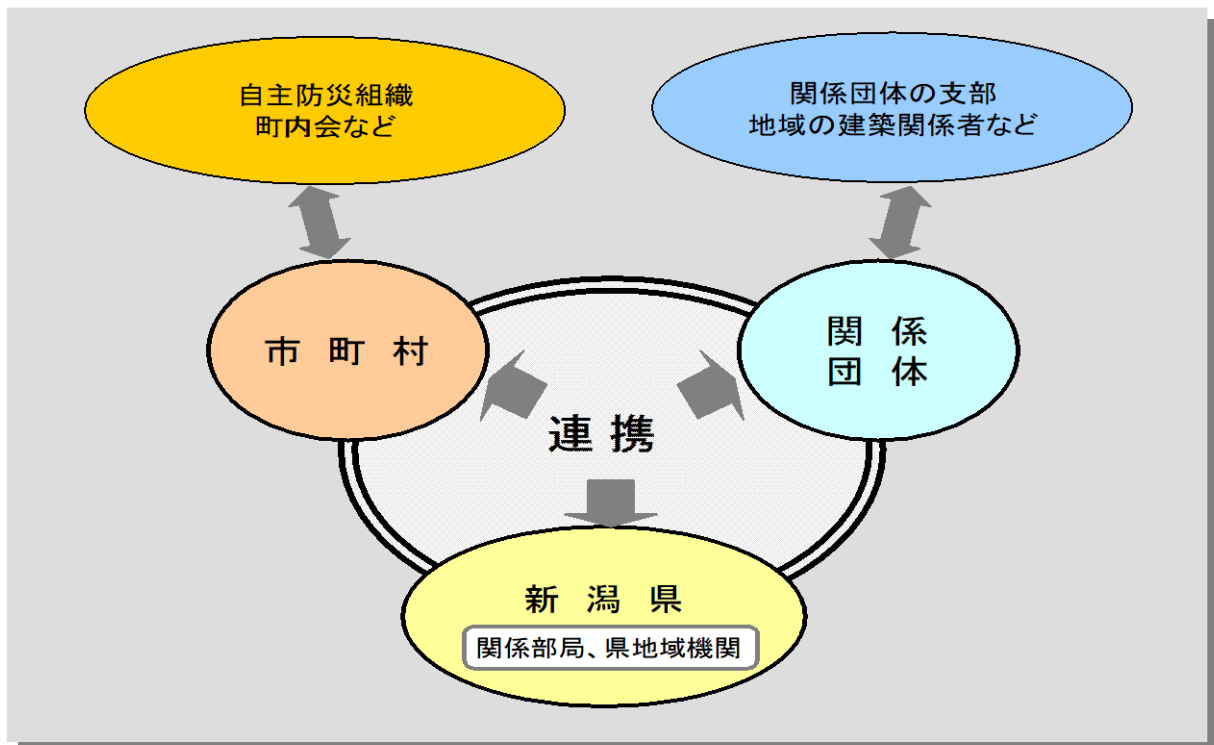
※9 [特定行政庁]

建築基準法に基づき、違反建築物に対する是正命令、不適格建築物に対する命令、用途地域内の建築制限に関する許可等を行なう権限を有する機関。建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。(建築基準法第2条第32号)

第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

新潟県耐震改修促進協議会への参加

本計画を実施するにあたり、今後、県、本町以外の市町村及び関係団体等と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進する。



(県、市町村及び関係団体が連携)

附則

令和6年度における耐震化率は73.3%であるため、本計画の計画期間を令和8年度末まで延長し、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。